

近世中期における長崎貿易体制と抜荷（密貿易）

— 海禁論の一例証として —

荒野泰典

ぬけに

一 はじめに — 近世日本の国際関係の構造 —

一六世紀なかばからの東アジアの大変動（倭寇的状況）は、東アジアの国家群（清・日本・朝鮮・琉球・安南・トンキンなど）や国家に等しい勢力（鄭氏・東インド会社など）のネットワーク（国家間ネットワーク）によって分断・吸収され、これらの国家群を主体とする国際秩序が再構築された。これが一七世紀末から一九世紀なかばまでの東アジアの国際秩序の枠組みとなつた。私はその構造を「海禁・華夷秩序」という対概念で表現してきたが、それを日本を中心に図に表したのが、図I・IIである。図Iが政治的関係を、図IIが貿易を中心とした経済的な関係を表している。図Iから、指摘しておくべきことは、とりあえず、以下の三点である。

(1) 幕府は一六三〇年代以後海禁体制をとり、国際関係

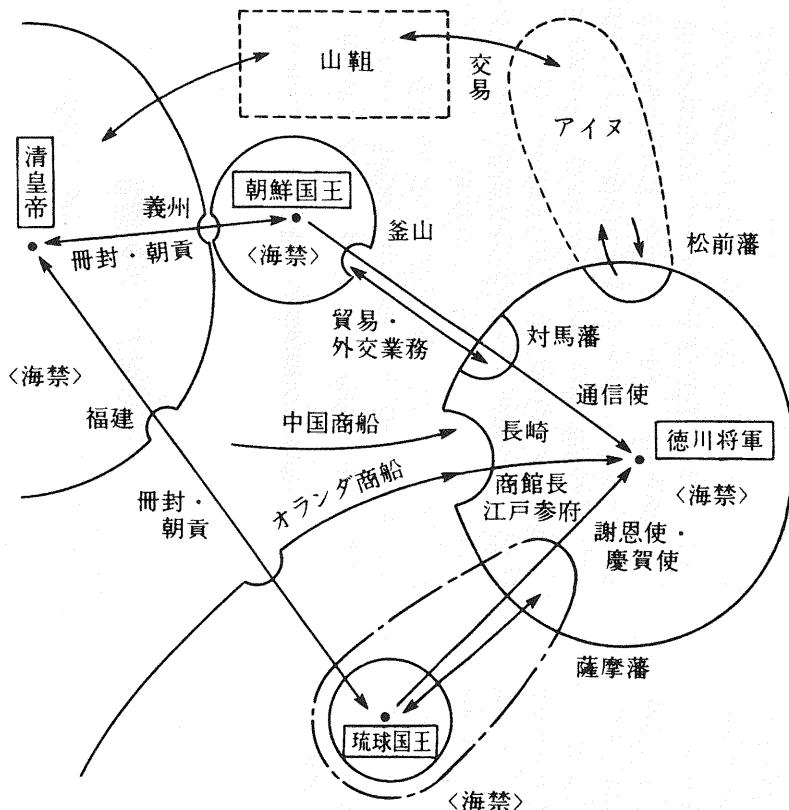
を「四つの口」での関係（長崎・華人・オランダ人など、対馬・朝鮮・薩摩・琉球・松前・蝦夷地〔アイヌ・コリヤークなどの先住民〕）に限定した（～一八五八年）。

(2) それを東アジア全体で見れば、日本・中国・朝鮮・琉球の各国において、それぞれの王権が「海禁」政策を通じて国際関係を独占し、そのことによつて構築された国家間ネットワークによつて、この海域全体に秩序と平和をもたらした。

(3) それらの関係は、日本の場合は、東アジア国際社会の伝統（華夷主義）にもとづいて、「通信」（朝鮮・琉球）・「通商」（中国・オランダ）・「撫育」（蝦夷地）の三つのカテゴリーに編成されており、それぞれの論理に則つて編成されていた。

これらの内(1)・(2)が海禁の、(3)が華夷秩序の具体的な内容を示している。その経済的な土台が図IIで、

図 I 近世日本の国際関係—18世紀頃を中心に—



註 (1) 釜山・義州以外の挑戦の交易所（会寧・慶源）と、清のロシアとの交易所は本図では省略した。

(2) 清の海禁は1717年以降。

* 荒野泰典『近世日本と東アジア』（東京大学出版会、1988年）より引用

その特徴は以下の三点である。

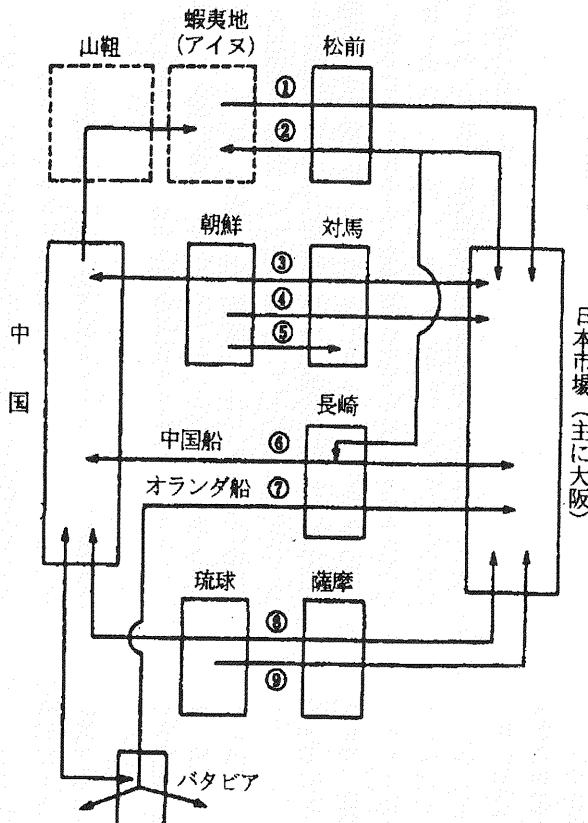
(1) 「四つの口」においては、それぞれの「口」を中心とする局地的な市場圏と、中国と日本の市場を結ぶ東アジア域内の広域の市場圏が、複層をなしつつ、三都（大坂・京都・江戸）を中心とする幕藩制的国内市場に繋がっていた。

(2) 「四つの口」の貿易は、それぞれ、中国・オランダ船による中継ぎ貿易（長崎）、藩営貿易（対馬・薩摩・松前）という形で営まれていた。それらはその担い手（長崎と三藩）の主要な財政基盤であった。

(3) 日本では、約二世紀半あまりの間、緩やかで継続的な経済発展と国内市場

図Ⅱ 17世紀後半—19世紀半ばの東アジア貿易と日本

史苑（七〇巻第一号）



【注】(1) 交易品 (概略)

- ①→鷹・金 (17世紀半ば)、木材 (17世紀末)
 - ②米・日用品など←→海産物・毛皮など
 - ③生糸・絹織物←→銀 (～18世紀初)、薬種・毛皮など←→銅 (18世紀半ば～)
 - ④人参 (～18世紀半ば)、木綿→
 - ⑤米→
 - ⑥生糸・絹織物←→銀・銅 (～17世紀末)、絹織物・薬種ほか←→銅・海産物 (18世紀～)
 - ⑦生糸・絹織物←→銀 (17世紀末)、絹織物←→銅 (17世紀末～)
 - ⑧生糸・絹織物←→ (18世紀半ば)、薬種・絹織物ほか←→銅・海産物 (18世紀半ば～)
 - ⑨砂糖→
- (2) 蝦夷地の重要性は、18世紀に入り、海産物が長崎の中国貿易の主要な輸出入品となり、またそのころ農業における金肥 (魚肥) 使用が盛んになって、とくに増大。
- (3) 琉球は、このほかに1万石余の貢米を上納 (薩摩藩へ)。
- * 荒野泰典『近世日本と東アジア』(東京大学出版会、1988年)による。

近世中期における長崎貿易体制と抜荷（密貿易）（荒野）

の成熟がみられ、それにもなつて貿易品の内容や量が変化した。それは日本経済圏の周辺地域（蝦夷地・琉球など）を従属化させながらの、中国経済圏からの相対的な自立と、（それと相反するようだが）中国経済圏（カントン貿易）に媒介されながら徐々にイギリスを中心とした世界的経済圏に組み込まれるという、二つの動向を孕んでいた。

以上の整理から、近世の国際関係の考察には以下の二つの視点を念頭に置くことが必要とされることが了解されるだろう。一つは、政府同士の関係（外交）は、陰に陽に、外交は国家（政府）と人臣（国民）の対抗関係を含みこみながら展開したこと。何故ならば、海禁は外交を補完する政策であり、体制だったからだ。もう一つは、その関係も常に図IIに見られるような経済的な土台に媒介されながら展開したこと。そのことを、近世中期の長崎口を中心になされた「抜荷」（密貿易）の観察を通じて検証するのが、本報告の目的である。

二 長崎口と正徳新例

近世の長崎（いわゆる「長崎口」）は、次の三つの役割を持つっていた。すなわち、（1）長崎奉行の駐在地で、国

際関係全般の管理・統括の窓口、（2）「通商」の関係（中国・オランダ）の管理・運営、（3）長崎、およびその近辺の幕領支配の拠点、である。そのうち、（1）・（2）を長崎奉行、（3）を長崎代官が管轄した（時代によつて、若干の異動はある）。以上の内、ここでは（1）・（2）について概観する〔（3）については省略〕。

（1）一五七〇年にポルトガル船の来航地として建設された長崎は、九州各地の戦国大名たちによって設定された唐人町と同じく、シナ海から東南アジアの海域に開かれた港市の一つだつた。それが、先ずイエズス教会領となり、次いで豊臣政権の直轄都市とされ、それを徳川政権が引き継いだ。幕府のシナ海域の国際関係に対する管理・統制が強化されるにともない、一六三〇年代からそれを直接管理するために長崎奉行が現地に駐在するようになつた。一六三五年に唐船（華人系の船）が、一六四一年にオランダ東インド会社の商船の来航地が長崎に限定されるにともなつて、シナ海域の国際関係に關わる権限と機能も、奉行と都市長崎に集中された。キリスト教問題は主に長崎口の管轄とされたので、周辺諸国・地域からの日本沿岸への漂流民も、いつたん長崎に送られて審問された後に本国に送還される体制（漂流民送還体制）が形成された。但し、一六三〇年代以後の奉

行は、現地の行政官としての性格を強め、ほとんどの案件は幕府評定所の指示を待つて処理された。

長崎の防衛は、他の三「口」と違つて、周辺大名の軍役による警固体制と、長崎 자체の自衛組織によつていた（他の三「口」は、直接には、それぞれの担当大名・藩の（以前の軍事力によつた）。また、奉行の日常的な業務（長崎の行政的な支配と貿易など国際関係の管理など）は、都市長崎の地役人と八〇の町が支えていた（但し、町数が八〇になるのは一七世紀後半）。

(2) シナ海域との中継ぎ貿易が長崎に来航する華人とオランダ東インド会社の独占に帰したのは、その他の担い手たち、すなわち、ポルトガル・スペイン・日本・イギリスなどの競争者の中から、幕府が彼らを、安全かつ安定的にこの貿易を担う勢力として選んだことによる。また、いずれも「通商」（互市）の関係とされたのは、相互の問題点の妥協点が、東アジアの国際社会の伝統にもとづくこの位置づけだつたことによる。問題点とは、対中国関係においては、来航する華人たちが明政府の海禁を犯して来航した犯罪者だったということ、オランダの場合には、台湾事件後に途絶した貿易を再開するための名目だった。その結果両者との関係は、擬制的に、日本の身分制における「商人」あるいは「町人」レヴェルの関

係とされ、幕府（長崎奉行）はそれを管理・統制する立場を取ると同時に、周辺の諸大名が当地の貿易に直接関わることも禁じた。こうして、長崎貿易と貿易品の流通に関わる諸業務は、都市長崎と京・大坂・堺・江戸などの糸割符商人らの特権商人が独占的に請け負つていた。

貿易の内容は、一種のバーテー貿易であり、また、「恩恵」としての貿易というタマエだつたから、正規の貿易以外に、それに対する感謝の表現として、將軍へのオランダ商館長の参府、「唐人」（華人）代表の奉行への八朔礼の他に、將軍や幕閣、さらに長崎奉行をはじめおもだつた地役人への贈物が義務づけられていた。

このような体制は一六四〇年代初めまでにほぼでき上がり、それを経済的に支えていたのが貿易利潤だった。しかしこの体制は、いわゆる明清交代の動乱による国際環境の変化と幕府の貿易政策の転換によつて、一七世紀の末には行き詰まり、破綻の危機を迎えた。その状況を端的に示しているのが、長崎貿易の極度の不振と都市長崎の困窮と人口の減少、さらに、長崎周辺での抜荷の多発だった。

一七一五年の正徳新例はその状況を克服するための、貿易と市政、および、中国人とオランダ人の待遇に関する二三項目・一二三カ条の原案（新井白石作）と詳細な施行細則（奉行大岡清相作）からなる総合的な施策群だった。

近世中期における長崎貿易体制と抜荷（密貿易）（荒野）

この施策の中には、日本側が発給した「信牌」を持参した中国船のみに貿易を許可するという項目があり、これが日中間の国際問題になつて、一時中国船の来航が途絶えた（一七一七・八年）。しかし、康熙帝の、日本側の法に従つて貿易すべしという柔軟な判断によつて、この問題も解決した。これについては、また後でもう一度触れる。

なお、白石の政策のほとんどを否定した八代将軍吉宗も、正徳新例は継承し、これによつて長崎の状況は安定し、以後幕末開港時までこの体制が持続することになった。次章では、正徳新例制定までの状況、つまり、一七世紀後半から一八世紀はじめにかけての長崎の貿易と都市構造の変化を、抜荷の視点から概観しよう。

三 近世中期の長崎周辺の「抜荷」

一 六六六年～一七三一年

1 二つの「抜荷」 — 抜船と沖買 —

表1は長崎での犯罪とその処罰の記録『犯科帳』から、一六六六年から一七三一年の間の、抜荷の逮捕件数と人頭を集計したものだ。この表からまず気づかされることは、一六八五年から連續して、多くの抜荷事件が発生していることだろう。清朝は一六八四年に清朝はそれまでの遷界令

（一六六一年）を撤回する一方で、海關を設け、中国船が貿易のために海外に渡航することを認めた。その翌年、つまり、抜荷事件が多発しはじめた一六八五年から長崎には、中国本土から大挙して中国船がおしよせるようになつた（表2）。この時期の抜荷は、そのような新しい事態を条件として発生したもので、長崎周辺の沖あいで中国船と出会つて行うという特徴をもつていた。これは当時「沖買」と呼ばれたので、「沖買」範疇とする。

しかし、それ以前にもわずかだが抜荷事件は発生している。例えば、一六六七年と七六年の二つの事件は、日本から船を出して行う「抜船」と呼ばれる範疇の抜荷で、関わった人頭も時代に与えた影響も大きかった。二つの範疇は、担い手の社会的性格も生み出した長崎の状況も異なつていた。それぞれについて、概観する。

2 抜船範疇

(1) 抜船一件と釜山倭館の移転

一六六七年に、対馬・長崎・大坂を拠点とするおおがかりな朝鮮への武器密輸の組織が摘発された。この組織の「張本」とみなされたのが、博多出身で長崎五島町に居住する著名な商人伊藤小左衛門だつた。この事件に関連するとして取調べられた者九四名、そのうち有罪として何らかの処

表1 近世中期の長崎における抜荷（1666～1731年）

史苑（七〇卷第一号）

西暦	日本年号	抜荷	輸出入品盜	西暦	日本年号	抜荷	輸出入品盜	西暦	日本年号	抜荷	輸出入品盜
1666	寛文6	2(6)	件人	1688	元禄元	2(18)	件人	1710	宝永7	2(3)	件人
67	7	1(87)		89	2	3(23)	2(2)	11	正徳元	1(4)	1(1)
68	8			90	3	1(5)		12		2	
69	9			91	4	5(43)	1(2)	13		3	2(7)
70	10		1(12)	92	5	1(11)		14		4	4(20)
71	11			93	6			15		5	4(9)
72	12			94	7			16	享保元	3(3)	1(1)
73	延宝元			95	8		1(2)	17		2	6(38)
74	2			96	9		1(4)	18		3	5(11)
75	3			97	10		1(1)	19		4	1(1)
76	4	1(6)		98	11	1(15)		20		5	4(12)
77	5	1(8)		99	12			21		6	19(62)
78	6		1(1)	1700	13			22		7	6(16)
79	7		1(2)	01	14	1(7)	1(1)	23		8	3(29)
80	8			02	15		1(1)	24		9	5(25)
81	天和元			03	16	4(21)		25		10	3(21)
82	2		1(5)	04	宝永元	1(3)		26		11	2(15)
83	3			05	2			27		12	2(6)
84	貞享元			06	3	2(10)	1(3)	28		13	2(3)
85	2	1(2)		07	4	19(34)	1(1)	29		14	2(8)
86	3	3(55)	1(1)	08	5	7(20)	2(3)	30		15	4(12)
87	4	3(31)		09	6	4(7)	3(5)	31		16	1(6)
											2(3)

【註】(1) 典拠：森永種夫編「犯科帳」第1巻。

(2) 彼我商人間に合意のあるもののみを「抜荷」とし、かつ人数から中国人・オランダ人は差引いた。

(3) 抜荷の発生年度は、逮捕の時点ではなく、犯行時点を基準とした。

* 以下の表は、特に断らないかぎり、荒野「近世中期の長崎貿易体制と抜荷」(『近世日本と東アジア』所収)による。

分をうけた者が八七名（連座を除く）で、かなり大規模な事例だった（表3）。その組織の日本側の主な特徴は、以下の三点にまとめることができる。

i. 関係者は、人数が多いばかりでなく、長崎・対馬藩・大坂をはじめ、福岡・八代・島原・宮崎・唐津・久留米などの各藩におよんでおり、この抜荷の後背地の広さを感じさせる。

ii. 犯行グループは長崎で結成され、出資者もほぼ長崎に集中しており、実行グループには必ず対馬の姓のある者（武士か特権商人）が主犯格で加わっている。長崎は情報・資金・人的ネットワークの点でその条件を備えていた。また、大坂は輸出品の調達（この場面で不可欠だった。主犯格の合は武具）と輸入品の販路の

表2 近世中期の中国船・オランダ船来航数（1666～1731）

西暦	中國船		オランダ船	西暦	中國船		オランダ船	西暦	中國船		オランダ船
	来航数	積戻り数			来航数	積戻り数			来航数	積戻り数	
1666	31	隻	7	1688	194	隻	3	1710	51	隻	4
67	33		8	89	79	9	4	11	57		4
68	43		9	90	90	20	2	12	62	3	4
69	38		5	91	90	20	3	13	49	9	3
70	36		6	92	73	3	4	14	51		3
71	38		7	93	81	11	5	15	20	13	3
72	43		7	94	73	3	4	16	26	19	2
73	20		6	95	61	1	4	17	45	2	2
74	22		6	96	81	11	4	18	41	1	2
75	29		4	97	103	33	6	19	40		3
76	24		4	98	68		6	20	37	1	1
77	29		3	99	73	4	5	21	33		2
78	26		4	1700	53		5	22	33		1
79	33		4	01	66	10	4	23	34		2
80	29		4	02	90	10	4	24	13		1
81	9		4	03	80		4	25	34	1	2
82	26		4	04	84	4	4	26	42		2
83	27		3	05	88	8	4	27	43		2
84	24		5	06	93	13	5	28	22		2
85	85	12	4	07	84	4	4	29	31		2
86	102	18	4	08	103	44	3	30	38		2
87	137	22	3	09	57	3	4	31	38		1

註（1）典拠：金井俊行編『増補長崎略史』上、「通航一覧」卷4、pp. 323-329、332-341、卷5、pp. 234-237、「寛宝日記」。

（2）中国船の貿易船数＝来航数－積戻り船。

ままで無視してきた対馬藩の度重なる事実、これ以後朝鮮政府はそれまでの強化を約束している。

iii. 朝鮮側にも相手があり、釜山の倭館（豆毛浦）やその周辺の地方官レヴエルの組織的な関与が想定される。この事件の日本側の全貌が明らかになつた後、幕府は対馬藩を通して朝鮮側に関係者の摘発と処罰を要求した。それに対し朝鮮側は、「抜船」を許したことと謝罪し、その理由として、この時期朝鮮は銃を軸にした軍制改革の途上にあり、武具のみならず、硫黄などを大量に必要としていたことをあげ、それ故に処罰は不可能であるとしながら、今後の取締りの強化を約束している。

に、士分か、町人でも上層と思われる者が多いのは、朝鮮貿易や長崎に関わる特權的な人々の中からこの組織が生まれたことを示している。

表3 「抜船一件」の実行年次と抜船グループ

年次	役割	主犯	肝煎	通事	船頭	水主	その他	備考
寛文2年 (1662)		扇(T) 新宮(T) 長島(T)						未遂
寛文3年 (1663)		伊藤(H) 小茂田(T) 扇(T) 高木(H)	1(T)	1(T)		8(H)	1(H)	遂行
寛文4年 (1664)	A	伊藤 高木 小茂田 扇 篠崎(H)	1(T)	1(T)	1(H)	2(N) 2(H) 3(O)	1(H) 1(T)	遂行
	B	中里(T) 油屋(N)			1(T)	2(N) 5(H) 1(S)		悪天候 で未遂
寛文5年 (1665)		小茂田 中里 油屋 前野(H) 村田(H) とうつき(H) 木原(T) 亀岡(T)	1(T)	1(T)	1(H)	1(H) 8(O)	1(H)	遂行
寛文6年 (1666)	A	小茂田 中里 油屋 新宮 浅見(N) 江口伊(Y) 惣右衛門(H) 深見(N) 時田(N) 柳屋(N) 塩屋(N) 五郎右衛門(M)			1(Y)	9(Y) 1(Km) 1(H)	1(N) 1(Kt)	遂行
	B	原野(T) 江口次(N) 野口(N) 青柳(H) 八兵衛(N) 千早(N) 中尾(N)				3(S) 2(Yr)	1(T)	悪天候 で未遂

註

- (1) 典拠：森永挿夫編、『長崎奉行所判決記録犯科帳』
- (2) 居所は人名の後に(略号)で示した。略号の意味は次のとおり、T：対馬 N：長崎 H：博多・福岡 Y：柳川 S：島原 O：大坂 M：宮崎 Yr：八代 Km：久留米 Kt：唐津。なお、人名のうち、姓名のある者は姓を、名のみの者は名を記した。再出の者は居所を省略した。
- (3) 「主犯」のうち、下線のある者は「金元」(出資者)。
- (4) 表中の数字は人数。
- (5) この件で取り調べをうけた者は94名、处罚をうけた者は87名(連座を除く)。
- (6) 主犯格のおもな者の姓名、身分(判明する者のみ)、年齢、处罚は以下のとおり。
- [対馬藩] 扇角右衛門(35歳、磔、天草にいた男子は領主戸田伊賀守によって斬罪)・新惣兵衛(小茂円に大坂で殺害される)・小茂円勘左衛門(34歳、磔)・中里弥次右衛門(28歳、刎首獄門)・木原市右衛門(37歳、刎首獄門・亀岡平右衛門(30歳、刎首獄門)・原野与市左衛門(39歳、斬罪)[長崎] 伊藤小左衛門(49歳、筑前町人・長崎五島町居・住家持、磔、男子2人は、長崎・博多でそれぞれ斬罪)・油屋彦右衛門(38歳、新大工町家持、刎首獄門)・江口伊右衛門(35歳、柳川の者で長崎居住、刎首獄門)・浅見七左衛門(39歳、浜之町家持、磔、男子1人斬罪)・深見右衛門(41歳、浜之町家持、刎首獄門)・時田市郎兵衛(28歳、油屋町家持、刎首獄門)・柳屋又兵衛(32歳、材木町借家、刎首獄門)・塩屋太兵衛(37歳、築町家持、刎首獄門)・江口次郎助(48歳、築町借家、斬罪)・野口久左衛門(築町借家、斬罪)・八兵衛(38歳、本綱屋町、堺足屋吉兵衛手代、斬罪)・千早伝兵衛(34歳、大村町帶屋作兵衛手代、斬罪)・中尾弥次兵衛(35歳、ろかす町家持、斬罪)
- [福岡藩] 高木惣十郎(39歳、磔、男子2人斬罪)・篠崎伝右衛門(31歳、刎首獄門)・付目市右衛門(27歳、刎首獄門)・とうつき六郎右衛門(38歳、斬罪)・青柳八郎右衛門(34歳、斬罪)・惣右衛門(41歳、博多洲崎町、斬罪)
- なお、下線を施した伊藤小左衛門・江口伊右衛門は、長崎居住を基準として長崎にいた。
- * 荒野「小左衛門と金右衛門」より引用

近世中期における長崎貿易体制と抜荷（密貿易）（荒野）

る豆毛浦倭館の移転要求に応じ、一六七三年には移転先を草梁に決めた。その五年後完成した新倭館は、面積にして旧倭館の約一〇倍（唐人屋敷の一〇倍、出島の二二五倍）だったが、周囲に高い石垣をめぐらすなど、警備体制は格段に強化された。釜山における「潜商」（密貿易）の禁圧は朝鮮政府の長年の懸案でもあったからだ。中世から近世なればにかけての日朝外交文書を集成した『朝鮮通交大紀』（一七二五年）の編者松浦允任は、この経緯について、朝鮮政府は藩の意向を受けいれるよう見せながら、長年の宿願を果たし、かつ、藩がそれ以上に過大な要求をすることを抑えたもので、巧妙である、と評している。

（2）投銀一件と長崎代官の廃止

一六七六年の初めに、唐通事下田弥三右衛門・長崎代官末次平蔵の手代蔭山九太夫ら七名が、抜船の廉で捕えられ、ついで類縁の者が捕えられ、連座を含めると三一名が処罰された（表4参照）。彼らの罪状は、「犯科帳」によれば、「酒屋一六〇軒の助成として、町年寄の管轄のもとでの「借遣金」（投資）を小判で認めていた。それが関連して、平蔵の長崎市民への貸付銀が「凡銀二千貫目余」という膨大な額に達していたことが、思いおこされる。膨大な資本の投下先を求めていたのは、平蔵だけではなく、先に見た、伊藤小左衛門らも同じだつたはずだ。

それにもかかわらず、少なくとも、犯科帳等を見るかぎりでは、同じような性格の「抜船」事件は、一七二五年（享保十一年の一件以外には摘発されていない（表1・3・8）。それは、単独で中国船を買い、貿易品を準備して海外に

しにされた。それとともに長崎代官という役職も廃止され、代官の職掌は町年寄のそれに吸収され、長崎の町方支配（八〇町と附属の村方）が奉行に一本化された（長崎代官の再置は一七三七年）。

「投銀」は彼我の貿易商人に対する日本商人の貸付銀のことと、このような形の海外投資は、日本人の「海外渡航」の禁止（一六三五年）、ポルトガル船の来航禁止（一六三九年）の後も「唐船」を対象に継続していた。それも一六六九年に、前年の銀輸出停止令を受けて海外へ銀を送ることも禁止されて、制度的には終わりを告げた。多年の実績から、投銀は当時の長崎におけるもともと有利な利殖法でもあったのだろう。一六七一年に長崎奉行は、酒造制限令に応じた酒屋一六〇軒の助成として、町年寄の管轄のもとでの「借遣金」（投資）を小判で認めていた。それが関連して、平蔵の長崎市民への貸付銀が「凡銀二千貫目余」という膨大な額に達していたことが、思いおこされる。膨大な資本の投下先を求めていたのは、平蔵だけではなく、先に見た、伊藤小左衛門らも同じだつたはずだ。

表4 「蔭山一件」関係者の名前・身分・罪状・処罰

名 前(年齢)	役 職・身 分	罪 状	処 罰
蔭山九太夫 (44)	末次平蔵召使	唐人の船買取り、カンボジアへ貿易に出す。平蔵投銀肝煎	磔
下田弥三右衛門(39)	唐人小通事	九太夫と同罪	磔
弥富九郎右衛門(44)	磨屋町人	投銀才覚・船の修復肝煎(有体に白状)	斬罪・獄門
虎之助 (9)	九太夫子	父に連座	斬罪・獄門
長福院 (63)	平蔵母	女の身で唐人と付合う、異国へ投銀	奄岐へ流罪
三十郎 (3)	平蔵末子	連座	奄岐へ遠島
井上市郎右衛門(?)	平蔵召使	未詳	自殺
同女房 (43)		連座	奄岐へ遠島
市十郎 (18)	市郎右衛門子	連座	奄岐へ遠島
次郎吉 (10)	弥三右衛門養子	連座	奄岐へ遠島
ゑいりん (22)	長福院召使		(本人願いにより奄岐へ供する)
三十郎うは (23)	長崎代官		(年季明けまで奄岐へ供を命ず)
末次平蔵 (43)	平蔵子	異国へ投銀	隠岐へ流罪・屋敷家財欠所
末次平兵衛 (20)	平蔵	連座	隠岐へ流罪
黒川角弥 (18)	平蔵召使		(本人願いにより隠岐へ供する)
九太夫女房 (25)		連座	高木彦右衛門へ奴
同娘 (2)		連座	(同上)
ひさ (13)	九太夫娘	連座	高鶴四郎兵衛へ奴
かる (4)	九太夫実子、大村町中村久左衛門養子	連座	養母とも親類預り
九太夫姑 (70)			高齢により赦免
市十郎 (8)	九郎右衛門子	連座(ただし九郎右衛門有体に白状により)	死罪赦免、家財欠所・町内預り
九郎右衛門女房(30)		連座(同上)	奴赦免・町内預り
ひさ (13)	九郎右衛門娘	連座(同上)	(同上)
いわ (10)	九郎右衛門娘	連座(同上)	(同上)
ひやく (5)	九郎右衛門娘	連座(同上)	(同上)
弥富庄左衛門 (37)	九郎右衛門弟	連座	町内預り
下田太衛門 (44)	外浦町人、弥三右衛門兄	連座	町内預り
弥三右衛門母 (69)	禅尼	連座	禪尼のため赦免
同姉 (40)	禅尼	連座	(同上)
吉野藤兵衛 (22)	桶屋町人	平蔵投銀の使(有体に白状)	死罪赦免、長崎10里四方追放、家屋敷召上げ、江戸・京・大阪・堺・奈良・伏見・長崎近辺追放
末次平左衛門 (25)	本興善町人	平蔵名代語事用を勤める、連座	

* 荒野「小左衛門と金右衛門」より引用

送りだすだけの資本力をもつた平蔵のような大商人が、長崎から姿を消しつつあつたことを物語つてゐるようだ。幕府の命で平蔵が建造した（一六七〇年）、無人島探険などに活躍した中国式ジャンクの船体構造や帆装をもつ「唐船」が、この「一件」後に、腐朽を理由に解体された（一六八一年）のは象徴的である。

そのような特權をもたない一般の市

3 「沖買」と先生金右衛門

表1に見られるように一六八五年以後に抜荷の摘発件数が急増したのは、時には二〇〇隻を超える多数の中中国船の来航にみられる旺盛な貿易に対する欲求と、銀流出を抑えるための幕府の貿易制限令との矛盾による。抜荷には、長崎の地役人や「小宿」（宿町・付町）制の下でも、特別に来航唐人の船宿となることを認められた者）がからむ「抜買」と、

表5 抵荷形態分類表 I (1685 ~ 1703)

西暦	日本年号	抜 買		沖 買		せらい	合 計
		対中国人	対オランダ人	対中国人	対オランダ人		
1685	貞享 2	件 人 1 (2)	件 人	件 人		件 人	件 人 1 (2)
86	3	1(17)	1(28)	1 (10)			3(55)
87	4			1 (15)		1(16)	2(31)
88	元禄元			2 (18)			2(18)
89	2			3 (23)			3(23)
90	3			1 (5)			1 (5)
91	4		1 (2)	5 (40)			6(42)
92	5	1(11)					1(11)
93	6						
94	7						
95	8						
96	9						
97	10						
98	11	1(15)					1(15)
99	12						
1700	13						
01	14			1 (7)			1 (7)
02	15						
03	16			2 (13)		2 (8)	4(21)
合 計		4(45)	2(30)	16(131)		3(24)	25(230)

近世中期における長崎貿易体制と抜荷（密貿易）（荒野）

註（1）典拠：森永種夫編「犯科帳」第1卷。

(2) 抜買、沖買は犯行場所による分類。

(i) 括買：濱内・出島・市内・唐人屋敷（1689年以降）

(ii) 沖買：港外や沖合。

(3) せらいは抜荷を盗むか盗むことを企てたもの。

(4) 一件あたりの平均人数は9.6人。

民が主体で、沖合にて行なう「沖買」とがて行なう「沖買」とが
あつた(表5・8)。「抜
買」が通常の貿易業務
の周辺で日常的に発生
する類型であつた(表
6)のに対し、「沖買」
は、この時期特有の形
態だつた。

さらに、この年以後
一七二〇年代までに長
崎周辺で発生した抜荷
には、発生件数や担
い手の特徴から前期
(一六八五—一七〇三
年)と後期(一七〇四
—一二一年)に分けるこ
とができる。担い手の
特徴からみれば、前期
は長崎に定住していける
一般市民(表7)、後
期は、長崎を欠落した

表6 抜荷（抜買）における地位と役割との関係（1685～1703）

役割 地位	頭取	同類	船頭・ 水主	その他	合計
奉行下役	人 3	人	人	人	人 3
奉行屋敷小使	1				1
唐人屋敷番人	1				1
唐人小宿	5				5
唐船番人		2			2
船頭・水主		7	2	4	13
日雇		9			9
長崎町人	3			8	11
合計	13	18	2	12	45

註 (1) 典拠：森永種夫編「犯科帳」第1巻。

(2) 役割の説明

- (i) 頭取：主犯および主犯格。
- (ii) 同類：頭取に仲間に引き入れられた者。
- (iii) 船頭・水主：船を貸し船頭・水主をつとめた者。
- (iv) その他：抜買に関わった者。

(3) 地位のうち、唐船番人は宿町付町からつけられた者。

(4) 上記45人のうち、長崎居住者以外は奉行下役3人と船頭・水主2人（平戸在住）。

表7 抜荷（沖買）犯の役割と住所（1685～1703）

役割 住所	主犯	同類	船貸与・ 船頭等	荷物預 り・運 搬等	荷物引 受け・買取 立等	その他	合計
長 崎 町 内	人 34	人 26	人 3	人 11	人 1	人 6	人 81
地役人	1			1		2	4
浦上村		4					4
肥前	4	3	4	1	4	2	18
肥後			3				3
筑前	2	3	3				3
筑後							5
長門・周防		1			1		2
大坂・堺	1		1		4		6
その他							4
宿なし	1		4				1
合計	43	37	18	13	10	10	131

註 (1) 典拠：森永種夫編「犯科帳」第1巻。

(2) 役割は以下のとおり。

- (i) 主犯：主犯および主犯格で、直接の沖買担当から出資者までを含む。

- (ii) 同類：仲間にいり、必要な役割をしたもの。

(3) 主犯・同類の合計人数のうち、長崎居住の者は75%

表8 抜荷形態分類表Ⅱ（1704～1731）

西暦	日本年号	抜 買		沖 買		他所より送り来る者		せらい	抜 船	合 計
		対中国人	対オランダ人	対中国人	対オランダ人	沖 買	せらい			
1704	宝永元	件人	件人	件人	件人	件人	件人	件人	件人	件人
05		2			1 (3)					1 (3)
06		3			2 (10)					2 (10)
07		4	9 (10)		10 (24)					19 (34)
08		5	4 (8)		3 (12)					7 (20)
09		6			4 (7)					4 (7)
10		7	1 (1)							1 (1)
11	正徳元				1 (4)					1 (4)
12		2								
13		3	1 (1)			1 (6)				2 (7)
14		4					3 (18)	1 (2)		4 (20)
15		5			4 (9)					4 (9)
16	享保元		2 (2)			1 (1)				3 (3)
17		2			1 (18)		3 (10)		2 (10)	6 (38)
18		3			2 (3)		2 (7)		1 (1)	5 (11)
19		4					1 (1)			1 (1)
20		5			3 (11)		1 (1)			4 (12)
21		6	3 (12)		10 (36)		6 (14)			19 (62)
22		7	4 (13)		2 (3)					6 (16)
23		8	2 (28)		1 (1)					3 (29)
24		9	4 (24)		1 (1)					5 (25)
25		10	2 (8)						1 (13)	3 (21)
26		11	1 (4)							1 (4)
27		12	2 (6)							2 (6)
28		13	2 (3)							2 (3)
29		14	2 (8)							2 (8)
30		15	4 (12)							4 (12)
31		16	1 (4)							1 (4)
合 計		44 (144)		44 (138)	1 (4)	15 (40)	3 (18)	4 (13)	1 (13)	112 (370)

註（1）典拠：「犯科帳」第1巻。

（2）「抜船」は日本人が船を仕立て外国へ行くこと。この場合の相手は朝鮮。

（3）「他所より送り来る者」は長崎の管轄外で捕えられ、長崎へ送られた者。

（4）1件あたりの平均人数は、3.3人。

「無宿」（長崎無宿）が主体である（表9・10、参考表1・2）。

扱い手の特徴と、長崎の町の状況、幕府の政策からみて、前期は、長崎が多く貿易商人をかかえている状態から、貿易業務を町ぐるみで請負う特権的な都市に転換していく過程できりすてられた一般の貿易商人たちの犯罪だつたと推定される。それに対し、後期は、極度の貿易不振から長崎の都市構造が激変していくなかで析出された無宿たちの犯罪だつた（参考表3）。

上述のように正徳新例は、このような状況から都市長崎を切り離すために、先ず、停滞した貿易を常態にもどし、同時に、貿易の仕組みを都市長崎を維持する、すなわち、市民の生計を立て、無宿の発生を抑えるために組み替えることを意図したものだつた。その代表的な政策が、「貿易利銀」を、一部貿易資金にまわした他は、地役人の役料ばかりでなく、家持、さらには借家人にも戸別に配当するという制度だつた（貿易利銀の戸別配当）。それ以外に頻発する沖買を抑え、日本の体面（白石は、これを「國体」と呼ぶ）を守る術がなかつたからだ。

しかし、新例施行後の一七一六・一七年の二年間は、上述の信牌問題の影響で、中国船の長崎来航数は極端に少なかつた。その一方で、長崎貿易から排除された中国船は、福岡・小倉・毛利三藩の領域が交錯する藍島あたりの沖合

（三領沖）に多数集結して、漕ぎ寄せる日本船とさかんに「沖買」を行つていた。一七一八年、幕府は目付を派遣し、三藩合同で、大々的に打払わせた。これが上方を中心とした沖買人の大量逮捕につながつた。表11は、この三領沖での沖買組織の日本人関係者一一六名を住所と役割について分類したものだ。

これによつて、この組織の中心が上方、特に、輸出品の調達と輸入品の流通の中心である大坂にあり、そこから沖買現場の三領沖までの瀬戸内海沿いの各所に、網の目のように関係者が配置されていることがわかる。つまり、抜荷の流通ルートとも、正規の貿易品の流通ルート、つまり、幕藩制的な流通ルートに沿つて展開している。例えば、主要な抜荷物の一つである白糸（白くて纖維の長い上質な生糸）の受け入れ先は、その輸入が途絶えて困窮していた、高級絹織物業者が集まつていた京都の西陣だつた。

もう一つ指摘する必要があるのは、「主犯」二三名の内長崎出自のものが一〇名と高い比率を占めていることだ。これは、長崎出自の者が大坂に移つて沖買をしているという長崎奉行大岡清相の報告と一致する。出自不明（八人）の中にも長崎出自の者が多いであろうことが推測でき、同時に、彼らの内一一名が未逮捕であることも注目される。しかし、清相は上述の同じ文章の中で、長崎出自のものは

表9 宝永期(1704～10)の沖賈犯の出自と役割

出 自 宿別 人数(a) 参加形態 別人数(b)	長 崎		他 所		出自不 明・無 宿	合計	$b/t \times 100$
	市民	無宿	他所	無宿			
主 犯	17	7	3	4	3	34	60.7
被 雇 者	2		17	3		22	39.3
合 計	19	7	20	7	3	56(t)	
$a/t \times 100$	33.9	12.5	35.7	12.5	5.4		100.0

註(1) 典拠:「犯科帳」第1巻。

(2) 1件あたり逮捕者人数平均は2.8人。

表10 逮捕された無宿と抜荷の関係(1704～21)

罪状 出自	抜 荷		輸出入 品 盗	無 宿	その他の 罪状	合 計 (t)	$t/T \times 100$
	管轄内	管轄外					
長 崎	17	5	3	31	12	68	42.0
九 州	11	8	3	21	11	54	33.3
中 国	4	5			2	11	6.8
四 国	1	2				3	1.9
上 方	2	2		3		7	4.3
不 明	3		1	10	5	19	11.7
合 計	38	22	7	65	30	162 (T)	100.0

註(1) 典拠:「犯科帳」第1巻。

(2) 「管轄外」は長崎奉行の管轄外の地域から送還された者。

(3) 無宿逮捕者は1年平均9.0人。

参考表1 逮捕された無宿と抜荷の関係(1685～1703)

罪 状 出 自	抜 荷	輸出入 品 盗	無 宿	その他の 罪状	合 計(t)	$t/T \times 100$
長 崎			11	6	17	28.8
九 州	3	1	9	16	29	49.2
中 国			1		1	1.7
不 明			2	10	12	20.3
合 計	3	1	23	32	59 (T)	100.0

註(1) 典拠:「犯科帳」第1巻。 (2) 無宿逮捕者は1年平均3.1人。

参考表2 逮捕された無宿と抜荷の関係（1722～31）

罪状 出自	抜荷	輸出入品盜	無宿	その他	合計(t)	$\frac{t}{T} \times 100$
						%
長崎州	2	1	14	6	23	29.9
中國方			37	8	45	58.4
上方			6		6	7.8
不明			1	1	2	2.6
合 計	2	1	58	16	77 (T)	100.0

註（1）典拠：「犯科帳」第1巻。（2）無宿逮捕者は1年平均7.7人。

参考表3 長崎市中の人口移動

西暦	日本年号	かまど数			人口		
		家持	借屋	合計	男	女	合計
1659	万治 2						40,700
69	寛文 9			9,341	21,164	19,394	40,558
71	11	3,435	5,906	9,341			39,208
72	12	3,364	6,523	9,293	20,722	19,293	40,025
81	天和元	3,697	7,368	11,065	27,798	24,904	52,702
85	貞享 2		6,989				
89	元禄 2	3,459	7,976	11,435	26,376	24,983	51,359
94	7			11,494	27,844	25,778	53,522
96	9			11,257	33,469	30,549	64,523
1703	16	3,157	7,690	10,968	25,716	24,432	50,148
15	正徳 5	1,703	8,500	10,203			41,553
66	明和 3		9,878		18,585	19,485	38,070

註 中村質「近世長崎における貿易利銀の戸別配当」（『九州文化史研究所紀要』17, 1973年3月）

* 1703年から15年にかけての人口の減少と家持ち数の激減に注目。

表 11 「唐物抜買一件」逮捕者の役割と住所 (1718 ~ 19)

役割 住所	主犯	船頭・ 水主	直買等	宿	番・ 預り	取次・ 運搬	又買	その他	合 計
京	都	1	人	3	1	1	人	1	人
大	坂	3		4	16	6	1	12	49
そ	の	1			2	2		7	5
阿	他	1	1						2
伊	上								1
安	波								6
豊	予								5
筑	芸								14
筑	前		5		1	1			2
肥	前		3		2				2
不	後					7			
	前					1			
	定	17		1	1	1	1	1	21
合	計		23	9	9	24	11	12	116
上のうち未逮捕		11			2			4	17

註 (1) 典拠：「抜荷筋ニ付御触書卸下知書」(県立長崎図書館所蔵)。

(2) 抜荷の「役割」の内容は以下のとおり。

- (i) 主犯：頭取、金元、「沖買」。
- (ii) 直買等：抜荷犯から直接買い物を買い、中国人への見返り品を調達などした者。
- (iii) 宿：抜荷犯を泊め、荷物の売りさばき、資金調達の世話などをする場合もある。
- (iv) 番・預り：抜荷物の番をし、預かった者。
- (v) 取次・運搬：抜荷物の売りさばきの取次や運搬。
- (vi) 又買：「直買」や抜荷犯から抜荷を買った者。
- (vii) その他：使用人・兄弟・夫などが抜荷に関わって罪に問われた者。

(3) 「主犯」23人の出自は以下のとおり。

長崎：10人、河内：1人、長門：1人、大阪 (推定を含む)：3人、不明：8人。

中国人との「手あい」(売買の約束の仕方)を知っているから沖買いができるが、他の地方の者は知らない、従つて、彼らが死ねば沖買いも自然に止むだろう、と述べる。彼の言葉が、正徳新例が長崎の都市政策でなければならなかつた理由を端的に語つている。

未逮捕の者まで含めて、沖買い組織がこれほど詳細に判明したのは、その中心人物が捕縛されたからだった。それが先生金右衛門と呼ばれる人物で、後に、「博多少女郎波枕」(近松文左衛門)や「三千世界商売往来」(初代並木正三)などの歌舞伎の戯曲の主人公ともなつた。同時代の儒者室鳩巢によれば、彼は、第一の「首魁」で、「唐人」の服を着用し、「唐船」に乗つて彼の地にも渡り、また、日本人を呼び集めて沖買の手引きをした。彼は長崎出身者ではなかつたが、清

相の言う「手あい」を熟知していたらしい。中国語を自由にあやつり、漢詩もよくする。中国人たちは「首魁」のこととを福州音で「先生」と呼び、それが日本でも通称になつたらしい。彼は長門（現在の山口県の一部）の出身という以外の経歴のほとんどは未詳である。

一七一六年に徳川吉宗が八代将軍に就任した時の当面の課題の一つは、この沖買問題だった。彼は、先ず、死罪と決まつていた抜荷刑を緩和し、かつ、密告と自首を奨励したとえ主犯であつても、自首したり密告した者に対する处罚を問わないことにした。その効果は無残なほどの効果を顕わした。表3の一七二〇・二一年両年の沖買犯の大量逮捕は、その結果である。

金右衛門もそのようにして捕らえられ、彼も多くの共犯者を密告し、また、自らが囮となつて三領沖の中國船の拿捕に協力するなどした後に赦免され、一〇人扶持と家財を与えられて大坂に住んだと伝えられる。三領沖の中國船も金右衛門の囮作戦後は現れなくなり、その後間もなく沖買は終息した。こうして特権都市長崎の地位が確定した。

四 おわりに — 海禁をめぐる地域と国家権力 —

国際関係をめぐる国家権力と人民との対抗関係という

テーマに関する興味深い二つの事例を紹介して、この報告をしめくくりたい。

一つは、信牌問題に際しての新井白石の強硬な姿勢を支えた「天下の悪は一」という信念について。この場合の「天下」は東アジア、「悪」は直接には抜荷のことを指している。つまり白石は、日清両国に共通する「悪」の存在と、それに対するそれぞれの法の正当性を主張したものと考えられる。その姿勢に「中華」の相対化に支えられた、ともに普遍を担う主体としての自立の意識を見ることができる。しかし、この件について日清政府間で直接のやり取りはなく、白石の主張が清の朝廷に伝わって受け入れられたわけではない。にもかかわらず、来航中國船は日本の法に従つて貿易をさせるとの康熙帝の裁決に、より柔軟な姿勢を見ることができる。こうして、「互市」（通商）の関係という位置づけが、定着していくことになる。

二つは、沖買犯たちに罪の意識の薄いことについて。彼らの取り締まりに当たつた長崎奉行の一人日下部博貞は次のように語つたといふ（現代語訳して示す）。

彼らを捕らえて取調べをするのに対しても、彼らの気持ちでは、自分たちは決してしてはならないことをしたわけでもないのに、おかしな取調べをするものだという気色で、次のように言う。お武家方が戦場に出ら

近世中期における長崎貿易体制と抜荷（密貿易）（荒野）

れるのと私どもが抜荷をしますのは、同じことです。その理由は、武士が戦場へ出られるのは、生きてかえらうと思われる人は一人もなく、死んで帰るものと聞いております。（中略）私どもが抜荷買いをするのも、露顕しない時には多くの金銀を得て、子孫へ譲り、長く安樂に栄えさせます。もし露顕して罰せられれば、

それまでの命と思いつめて、決死の覚悟で出かけるのは当然であるとして、捕らえられたのを憂える様子はなく（下略）

博貞は人に欲心があるうちは抜荷は止むことはないだろう、としてこのように語る。しかし、彼らが単なる欲心だけでのような行為に走つたのではないらしいことは、引用した彼の述懐に見られる彼らの様子や言い分からも読み取れるのではないか。特に、抜荷犯たちが、自分たちの活動（抜荷）と、武士層の戦場における「一所懸命」の働きになぞらえながら、支配層である武士のアイデンティティを相対化しつつ、自分たちの活動の正当性を主張していることが興味深い。彼らのかなりの部分が、捕縛される前に自殺を選んでいる。徳川政権の海禁政策が対象としていたのはこののような意識を持った庶民たちであり、また、このような人々を前提としてはじめて海禁論はリアリティを持つ、と私は考へている。彼らの最後は、先に紹介した

仲間を売つて我が身の安泰を図つたように見える先生金右衛門などの末路とは正反対の潔さであることがしばしばなのだが、或いは、彼らも吉宗の宥和策の前では金右衛門と同じような道を選んだのだろうか。そんなことが気になる昨今である。

【参考文献】

- 荒野泰典「近世中期の長崎貿易体制と抜荷」『日本近世史論叢』上、吉川弘文館、一九八四年（後『近世日本と東アジア』）
同 東京大学出版会、一九八八年、に再録
「小左衛門と金右衛門」『海と列島文化』10 海から見た日本文化 小学館、一九九二年
同 「世界の中の近世日本——近世国際関係論の構築に向けて——」『第57回歴博フォーラム 総合展示リニューアル（近世）』に向けて I 国際社会の中の近世日本 国立歴史民俗博物館、二〇〇六年
田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』吉川弘文館、一九八一年
同 『倭館——鎖国時代の日本人町——』文春新書、二〇〇二年
中村質『投銀証文に関する一考察——漢文証文によせて——』『日本歴史』二二六号、一九六六年（後「対外投資の変化——唐船投銀を中心にして——」と改題、『近世長崎貿易史』吉川弘文館、一九八八年、に収録）
松崎仁「『三千世界商売往来』と先生金右衛門」「梅光女学院大学日本文学界」日本文学研究三八号、一九九二年

【追記】本稿は、一九〇〇八年一〇月一～三日の四日間で、ドイツ南部のチュービンゲン大学アジア・東方研究センターで開催された東アジアの貨幣と貿易に関する国際ワークショップで、私が行つた、近世長崎の貿易システムの構築と「抜荷」（密貿易）との構造的関連に関する報告である。このシンポジウムのテーマは、「一六〇〇—一九〇〇年間ににおける中国と東アジアにおける貨幣、市場、そして財政」で、それに関する研究グループの第三回国際ワークショップ Third International Workshop of the Research Group "Monies, Markets, and Finance in China and East Asia, 1600-1900" ド。当大学のハンス・ウルリッヒ・フォーゲル Hans Ulrich Vogel 教授を中心とする上述のテーマの研究グループの主催だった。同グループはこのテーマでドイツ政府から、日本のC.O.E.に相当する研究費を獲得し、その研究の一環として、世界中から関連するテーマの研究者を招いてワークショップを開催してきた。二〇〇八年は研究期間の三年目に当たり、このワークショップが三回目で、このプロジェクトが最終年度だつたらしい。

この年のテーマは以下の二つ。

- (1) 何故小貨幣が問題なのか Why Small Currencies Matter
- (2) 長崎・貿易・文化そして学問 — ホータカの地図 — 私の報告はこの内の(2)に関するものだつた。

参加者は三五名で、チュービンゲン大学のフォーゲル氏の研究スタッフの他、ヨーロッパ・アメリカ合衆国、中国・韓国などからの研究者に混じつて、中山茂氏（神奈川大学名誉教授、科学史）、黒田明伸氏（東京大学東洋文化研究所教授、経済史）、島田竜登氏（西南大学准教授、経済史）、およ

び私の日本からの参加者、それに、ヨーロッパの大学に所属しながら研究生活を送っている日本人研究者永瀬慶子氏（ボーフム・ルール大学）、および、私の、オランダ人でオランダ語の最初の先生レイニーア・ヘッセンリンク氏（日欧交渉史、北アイオワ大学教授）、かつて特別留学生として私のゼミで一年間近世日本史を勉強し、現在はチュービンゲン大学のフォーゲル氏のプロジェクトに研究スタッフとして加わっている、岡・グラムリッヒ・ベツティナ氏などがあつた。今回の私の参加には、以前から、岡氏から、一度チュービンゲンで報告するよう求められており、この機会にそれがようやく実現したという側面もある。なお、岡氏はこのプロジェクトの期間が終了した後にドイツを離れ、現在は、上智大学に所属して、研究・教育に携わっている。一緒に参加した島田氏によると、参加者のほとんどは、貨幣史・経済史の専門家で、その分野では著名な人が多かつたらしく、彼の博士論文（ライデン大学）の審査員を務めた人も参加していたし、その人を始めとして、そのような研究者に会つて話ができたことを素直に喜んでいた。

ワークショップは、二つのテーマごとに分かれて行うのではなく、同じ会場で、全員参加の形で行われた。使用言語は英語で、私が、英語に不慣れなだけでなく、このワークショップの中心的なテーマについては門外漢であり、かつ、報告も細部にわたる実証的な研究が多く、かつ、議論もそのレベルの問題をめぐつて交わされることが多く、報告と議論の詳細を理解することはできなかつた。ただ、全体討論の際に、黒田氏が、例によつて、大きなテーマについて問題を投げかけるのにもかかわらず、それについてはなかなか議論が盛り

近世中期における長崎貿易体制と抜荷（密貿易）（荒野）

上がらなかつたよう見受けられたのが、印象に残つてゐる。私が参加したのは、今まで私が明らかにしてきた近世日本の国際関係の実態については欧米、特にヨーロッパでは、まだほとんど知られておらず、それを知らせるためにも今回の参加は意義があると島田氏に説得され、私もそれに納得したからだが、私の報告が、近世中期の長崎を中心とした密貿易がテーマで、貨幣史・鉱山史などの専門家にそれが理解されたか否かは疑わしく、質問らしい質問は、フォーゲル氏の、密輸品の中に銅は含まれているのか否か、というものがいた。ただ、この三日間は、朝の九時から午後五時まで、びつしりと報告と議論が組まれており、夕食はもちろん、昼食も主催者側から提供され、チュービングンの町のどこかのレストランで、全員で摑つた。至れり尽くせりとも言えるが、誰からが昼食などにかこつてエスケープするのを防ぐ、といふ意図もあつたかもしれない（誰かが、そういう意味のことを言つていていたのを小耳にはさんだりもした）。ドイツ的な運営と言えるかもしれない。それはともかくとして、最終日の四日目には、エクスカーションとして市内観光が組まれていて、ドイツ南部の中世以来の都市の魅力を堪能することができた。さあざまな配慮について、主催者のフォーゲル教授他のスタッフ諸氏、および、このワークショップの参加について、様々な援助を惜しまれなかつた岡ベッティナ氏、島田竜登氏に感謝したい。特に、島田氏には、報告原稿の英訳までお願いし、氏は多忙な中で期限内に仕上げてくださつた。私にとっては、ドイツ南部の中世都市を訪れるまたない機会となつばかりでなく、思いがけず、中山茂先生にお会いし言葉を交わすことができた幸運を喜んでいる。

このワークショップの成果は、近いうちにオランダの書肆ブリレから出版の予定で、その作業の最中だが、それについて一言触れておきたい。英語の原稿を提出するに当り、英語を母語とする専門の翻訳家のチェックを受けるように島田氏から助言を受けたので、それをいつもお願ひしている専門家に依頼した。ほどなく帰ってきた英訳原稿と島田氏の翻訳を対照しながら、まず、二つの英語の違いの大きさだった。正直な印象を述べると、専門家の英語は、おそらく、流暢で格調の高い英語になつてゐるのだろうが、その分意訳が多い、ということだった。言うまでもないことだが、意訳には翻訳者の主觀が強く反省する。特に、私は長年近世日本は「鎖国」という固定観念を持ちながら、私の文章を翻訳したと「ではない」と主張してきており、そのような論調が多い。しかし、翻訳者がそれを十分に理解してくれているとは言い難い。今回は、その翻訳者には申し訳ないのだが、近世II「鎖国」という固定観念を持ちながら、私の文章を翻訳したとしか思えないようなニュアンスの訳文になつてゐる個所を何箇所か発見して（あるいは、そんな気がして）、頭を抱えてしまつた。特に、私の場合は、從來にない概念や切り口で事象を説明したり、新しい言葉を案出したりすることが多いので、それをできるだけ忠実に英語などに翻訳するのは、英語を母語としない、従つて、その言葉が持つニュアンスなどを深く理解することのできない私には不可能なことだ。というわけで、さあざまな用事に追われて、英文を逐語的に検討して、納得のいくものにする時間が取れないままに、原稿の提出が遅れている。おそらく、同じような問題に直面している日本人の研究者は多いのではないか。どこかに日本語の論文をしつかり

した英語に直してくれる機関などがないものか、もしないならば、そういう機関を作る必要があるのではないかなどと思ひながら、もう三〇年以上も前のことになるが、朝尾直弘氏がハワイかどこかの国際学会に参加した感想記で、同じような感慨を述べられていたことを思い出したりしている。

(本学文学部教授)